

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 憲法

【出題趣旨】

- ・ 基本的な憲法判例の主要な判決理由の一節を引用し、今日的事案に即して、その応用的理解度を問う出題とした。
- ・ 基本判例の事案や理由を全く学んでこなかった受験生については、問題文の誘導だけでは一定の記述レベルに到達することは困難である。したがって本問は、今日的事案をニュース等でよく知ることによって解答しやすくなるわけではなく、基本書ないし主要判例の基礎知識の学習力を主として確認することになる。

【採点基準】

- ・ 小問1について（40点）。問題文にあるように、最高裁判例のうち①として引用したところの、積極規制と区別された消極規制について、審査基準を厳格な合理性とみなすことにより、違憲判決が下されたことを受験生が理解し確認している点を評価する。
- ・ 小問2について（40点）。問題文で引用した憲法判例のうち、②について、本問が直接の対象としているのは、いわゆるコロナ禍を契機とする立法による規制の違憲性の論点である。この点の理解度のレベルを評価する。

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第三期入試 刑法

【出題趣旨】

本事案で、Aは合成麻薬の影響で錯乱状態になった後、結果として死亡しているが、この間、共に合成麻薬を使用していた甲は、何らの救助をせずに放置している。この甲の不作为について、①不作为の殺人罪（刑法199条）あるいは保護責任者不保護致死罪（219、218条後段）の実行行為性が認められるかが問題になる。また、不作为犯の実行行為性が認められたとしても、Aが錯乱状態に陥ってベランダから転落死していることから、刑法上の因果関係の有無が問題になる。

①、②ともに刑法総論の教科書では必ず言及される基本的問題である。その問題性を的確に指摘して、具体的な判断基準を正確に示し、【事例】から得られる事実を適切に抽出・評価できる能力の有無を問うものである。

【採点基準】

以下の点について論じられているかどうか。

1 ①について 【計55点】

(1) 未必の故意の有無 (15点)

不作为による殺人罪と保護責任者不保護致死罪の区別については種々の見解があるが、行為者に殺意がなければ、いずれにせよ前者は成立しない。検討順序はさておき、甲に殺意があるかを検討する必要がある。構成要件の故意（38条1項本文）の定義を示し、それに相応する事実を適切に抽出・評価することが求められる。

(2) (不真正) 不作为犯の問題性と成立要件 (計40点)

不作为犯、とりわけ、不真正不作为犯について論じる場合には、結果発生に至る危険状態があることを前提に、一定の不作为を作為と同等のものとして評価することの問題性を指摘し、その成立要件を示すことが必要になる。少なくとも、法的作為義務と作為可能性・容易性について示す必要があるが、法的作為義務の発生根拠については、多元的に捉えるのか、一元的基準で判断するのかについて議論があることから、自身が依拠する立場を明示することが求められる（20点）。

その上で、自身が提示した要件に【事例】の事実を適切にあてはめることが求められる。本事案では、【事例】の最後に示された事実の他、Aが錯乱状態に陥った原因の違法薬物を持参したのは甲であること、Aは自らの意思で違法薬物を使用したこと、マンション内には甲とA以外にはいなかったこと、甲は携帯電話を持っており救急車を呼ぶことはできたこと等の事実があるが、それらをどの要件との関係で評価するのかを意識する必要がある（20点）。

2 ②について 【計35点】

(1) 因果関係の意義・役割、その判断基準 (15点)

まずは、刑法上の因果関係の意義・役割について示した上で、その判断基準を示す必要がある。この際、本事案が不作為犯の問題であり、不作為の特殊性を踏まえた判断が必要になること、不作為後に被害者自身がベランダの手すりを乗り越えて転落するという事情が介在（行為後の被害者の行為の介在）していることから、これらを意識して基準を定立する必要がある。

(2) あてはめ (20点)

以上の問題点を意識した評価が必要になる。

3 裁量点【10点】

- ・上記以外でも、構成力、文章力が優れたもの等には加点する。

上記合計点に0.8を乗する。